

「新宿区高齢者保健福祉推進協議会」の運営について

所掌事務 「地域包括ケアシステム」の実現に向けた計画の進行管理等

高齢者保健福祉計画の進行管理及び次期計画の策定に向けた検討

（重点施策：健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸・地域で支え合うしくみづくりの推進・認知症高齢者への支援体制の充実）

第8期介護保険事業計画の進行管理及び第9期計画の策定に向けた検討

計画の推進体制

高齢者保健福祉推進協議会

- ◆設置目的 ⇒ 令和3年度から令和5年度の「新宿区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」の進捗状況の把握及び見直しの検討を行い、高齢者保健福祉施策の推進を図る。
- ◆設置期間 ⇒ 令和3年7月24日 ～ 令和6年7月23日
- ◆委員構成 ⇒ 学識経験者、弁護士、医療・介護関係者、民生委員、ボランティア、区民代表等 **計21名**
- ◆所掌事項 ⇒ 次の事項について検討し、意見を述べる。（1）計画の進捗状況把握に関する事 （2）次期計画の策定に関する事 （3）「作業部会」の設置に関する事 （4）区民・介護事業者向け調査の方針の検討及び結果の分析に関する事

↑ 提示・報告

↓ 意見・報告

区 の 体 制

高齢者保健福祉 推進会議

- ◆委員構成⇒副区長（会長）及び部長級・課長級職員 **計22名**
- ◆所掌事項⇒計画における高齢者保健福祉施策の総合調整に関する事

高齢者保健福祉 計画連絡会議

- ◆委員構成⇒福祉部及び健康部、地域振興部、都市計画部の課長級職員 **計12名**
- ◆所掌事項⇒計画における保健と福祉の施策の連携・調整並びに地域展開に関する事

高齢者保健福祉 計画調整部会

- ◆委員構成⇒福祉部及び健康部、地域振興部、都市計画部の係長級職員 **計23名**
- ◆所掌事項⇒計画における各施策の検討に関する事

新宿区高齢者保健福祉推進協議会 作業部会

- ◆設置期間
令和3年7月24日
～令和6年7月23日
- ◆委員構成
高齢者保健福祉推進協議会委員から
12名程度を選任
- ◆所掌事項
 - ・調査の実施に係る検討及び作業
 - ・計画の策定に係る検討及び作業